

財務省告示第六百八十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十一月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十五年十二月九日

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二															
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	の条項及びそ	の振替法の適	用等	発行方法	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行															
利付国庫債券（二年）（第二百十	四回）	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年度法律第一〇一號）第十一	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五號）以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けけるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法	律第九十七號）第二十四條第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で三千四百二十億円	三千万円	四千万円	五千万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十五年十一月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十銭	年〇・一パーセント	平成十六年五月二十日を支払期

十 十 十 十 十
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
十 銀 金 十 子 っ を 五
五 行 額 七 年 支 の 月
年 百 円 十 一 払 日 二
十 一 につ 月 日 以 し 十
一 月 つき 二 前 六 各 十
月 百 日 月 月 月 月 十
二 日 日 間 間 間 間 十
十 日 日 日 日 日 日 十

$$\frac{\text{簿面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

す 次 そ が 金 と
る 号 の 銀 額 し
期 及 翌 行 を 次
日 び 営 休 支 の
に 第 業 業 払 算
つ 十 日 に 日 う 式
い 四 に 支 当 た 式
て 号 に 払 たる だ 式
同 にお ough たり だ 式
じ いて へ 以 とき だ 式
。 て 以下 は 支 算
規 定 下 は 払 出
定 下 は 払 期 した